

設問 1

1. 下線部①の取調べは適法か。
2. まず、P及びQは、甲にH警察署への任意同行を求めて甲の取調べを要求し、甲はこれに承諾した。したがって、下線部①の取調べは任意取調べにあたる。ここで、本件任意取調べが強制処分に当たれば、違法となる。任意取調べの強制処分的性が問題となる。
 - (1) この点について、刑事訴訟法（以下略）198条1項に基づき、任意捜査としてなされたものと認められるところ、任意捜査においては、強制手段、すなわち、個人の意思を制圧し、身体、住居、財産等に制約を加えて強制的に捜査目的を実現する行為など、特別の根拠規定がなければ許容することが相当でない手段を用いることが許されない。
 - (2) 本件について、Pは、甲に黙秘権及び取調室からいつでも退去できる旨を告げた。そして、甲は、取調べを拒否して帰宅しようとしたことはなく、仮眠したい旨の申出をしたこともなかった。また、P及びQは、甲からのトイレの申出にはいずれも応じたほか、朝食、昼食及び夕食を摂らせて休憩させた。したがって、甲の意思を制圧し、身体等に制約を加えて取調べが行われたとはいえない。
 - (3) よって、本件任意取調べは、強制処分に当たらない。
3. もっとも、強制処分に当たらなくても、諸般の事情から相当性を欠く場合には違法となる。【条文は？根拠は？】
 - (1) この点について、任意捜査の一環としての被疑者に対する取調べは、強制手段にすることができないというだけでなく、さらに、事案の性質、被疑者に対する容疑の程度、被疑者の態度等諸般の事情を勘案し、社会通念上相当と認められる方法ないし態様及び限度において、許容されるものと解すべきである。
 - (2) 【必要性、緊急性に点があるので、必ず書く】本件任意取調べは、令和元年12月4日午後9時20分頃から翌5日午後9時30分頃まで約24時間行われたものであり、トイレ休憩や食事休憩が与えられているとはいえども、甲に一睡もさせずに徹夜で行われたこのような長時間、連続的な取調べが甲の心身に与える苦痛、疲労の程度は、極めて深刻、重大なものであるといえる。さらに、Qは、「このままではちがいが明かない、これまでの取調べにより甲が疲労している今の状況であれば、軽微なうそをつくだけで自白を得られるのではないか。」と、甲の疲労に乗じて虚偽の事実を伝え甲から自白を引き出そうとする偽計行為は、社会正義に反し著しく不適切である。以上のことから、本件任意取調べは、【具体的に】いかに事案が重大であり、【手口が類似（特殊性あり？なし？）しているだけなので、容疑が濃いとはいえない。】被疑者に対する容疑も濃く、警察官としては事案の真相を解明する必要があったとしても、社会通念上相当と認められる方法ないし態様及び限度を超えるものであったというほかはない。
 - (3) したがって、本件任意取調べは、相当性を欠く。
4. よって、Aに対する本件任意取調べは、198条1項に違反し、違法なものである。

設問 2

第一 1.

1. 強制等により供述に際して被疑者の自由な意思決定が妨げられた任意性を欠く自白は、典型的に虚偽であるおそれがあり、信用性が乏しいから、その証拠能力を否定することで事実認定の正確性を確保しようとするに自白法則（憲法38条2項、法319条1項）の趣旨がある。したがって、不任意自白とは、強制等が被疑者に心理的影響を与えた結果、典型的に虚偽の自白を誘発するおそれがある状況でなされた自白をいうと解すべきである（虚偽排除説）。
2. 違法収集証拠排除法則とは、適正手続の保障（憲法31条）、司法の廉潔性及び将来における違法な捜査の抑制の観点からは、違法収集証拠の証拠能力は否定されるべき法則である。もっとも、軽微な違法があるにすぎない場合にも常に証拠能力を否定することは、真実発見（法1条）の見地から妥当でない。そこで、①証拠物の押収等の手続に令状主義（憲法35条、法218条1項）の精神を没却するような重大な違反があ

3. 自白法則及び違法収集証拠排除法則の適用の在り方

- 第二 2.

Qは、「このままではちがいが明かない、これまでの取調べにより甲が疲労している今の状況であれば、軽微なうそをつくだけで自白を得られるのではないか。」と考え、同日午後7時10分頃、本件住居侵入窃盗が行われた同月3日の夜に甲が目撃されたという情報は得ていなかったにもかかわらず、甲に対し、虚偽の目撃情報を申し向けた。それを聞いた甲は、それまでの取調べの結果疲労していたこととあいまって自白するしかないと思い込み、同月5日午後7時30分頃、本件住居侵入窃盗を行ったことを認めるに至った。このことから、甲の疲労に乗じて偽計の手段を用い甲に心理的強制を加えなければ、甲は自白をしなかったといえる。そのため、類型的に虚偽の自白を誘発するおそれがある状況でなされた自白にあたり、任意性が否定される。

- 設問 3

- (1) そもそも、類似事実の立証は法律的関連性が原則として否定されるところ、その根拠は、類似事実の立証による事実認定は、一般に、その事実から被告人の悪性格を【悪性格立証とは別では】推認し、かかる悪性格から、被告人が犯罪事実を行ったことを推認するという二重の推認過程を経るものであり、二段階目の推認は弱いにもかかわらず、上記のような不当な偏見をもたらすおそれが強いという点にある。そこで、類似事実に係る犯罪事実が顕著な特徴を有し、かつ、それが起訴に係る犯罪事実と相当程度類似することから、それ自体で両者の犯人が同一であることを合理的に推認させるようなものであって、初めて証拠として採用できるものというべきである。

- 同年10月16日から17日にかけての短期間にかつて、1日以内、被害者の1名は前立通いのプレゼント箱に、このガラスが半円形に割られた上で施錠が外され、筆箱が盗取られ、盗品が窃取された住居侵入致害事件はすでに6件発生しているところ、これらの事件と同様12月1日夜に発生したX氏の被害も、同月3日午後8時から同日午後9時頃までの間に発生したX氏の被害も、時間・場所的に接近している。したがって、これらの事件は同じ人による犯行であると推認しても合理的である。

以上